

## 足利市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、足利市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、足利市とする。

### (備付帳簿)

第3条 市長は、事業の実施に当たって、足利市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成台帳（様式第1号）を備えるものとする。

### (定義)

第4条 この要綱において「補聴器購入費等」とは、別表に定める補聴器を新たに購入する経費、別表に定める耐用年数を経過した後に補聴器を再支給する経費又は修理に要する経費をいう。なお、災害等本人の責任に拠らない事情により亡失・毀損した場合の購入等に要する経費を含むものとする。

2 この要綱において「助成対象児童」とは、次の第1号から第3号までの要件を全て満たす18歳未満の児童をいう。ただし、第4号又は第5号の要件のいずれかに該当する場合は助成対象から除外する。

(1) 足利市の区域内に住所を有するもの。

(2) 両耳の聴力レベルが原則として30デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳の交付の対象とならないもの。

(3) 補装具費支給意見書（聴覚障害者用）を作成できる医師から、補聴器の装用により言語の習得等一定の効果が期待できると判断されたもの。

(4) 助成対象児童又は助成対象児童の属する世帯の他の世帯員の中に、市町村民税所得割の額が46万円以上の者がいる場合

(5) 助成対象児童が労働者災害補償保険法（平成22年法律第50号）その他の法令の規定に基づき、補聴器購入費等の助成を受けている場合

3 この要綱において「基準額」とは、次の各号に相当する額をいう。

(1) 購入においては、補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号）別表で規定する購入基準（以下、「購入基準」という。）による価格の100分の104.8。ただし、手帳所持者との公平性を保つため、購入基準における高度難聴用耳かけ型の価格の100分の104.8を限度とする。

(2) 修理においては、補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号）別表で規定する修理基準（以下、「修理基準」という。）による価格の100分の104.8。ただし、手帳所持者との公平性を保つため、修理基準において高度難聴用ポケット型若しくは高度難聴用耳かけ型に適応する修理部位の価格の100分の104.8を限度とする。

4 この要綱において「助成対象経費」とは、補聴器購入費等の総額又は基準額のいずれか少ない額をいう。

- 5 この要綱において「利用者負担額」とは、助成対象経費から次条に定める足利市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金助成金（以下「助成金」という。）の額を差し引いた額をいう。
- 6 この要綱において「申請者」とは、助成対象児童の保護者をいう。
- 7 この要綱において「補装具業者」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定に基づく補装具費の支給並びに補装具の販売又は修理を行う事業者であって補聴器の取扱いを登録されている事業者をいう。

#### （助成額）

- 第5条 市長は、助成対象経費に3分の2を乗じて得た額（小数点以下切捨て）を助成金として支給するものとする。ただし、利用者負担額の月額合計が37,200円を超える場合には、利用者負担額の月額合計から37,200円を差し引いた額を助成金に追加して支給するものとする。
- 2 助成対象児童又は助成対象児童の属する世帯が生活保護世帯又は市町村民税非課税世帯である場合には、前項の規定に関わらず、助成対象経費の全額を助成金として支給するものとする。

#### （助成金の支給申請等）

- 第6条 助成金の支給申請は、軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金（購入・修理）支給申請書（様式第2号）（以下「支給申請書」という。）により、申請者が行うものとする。
- 2 前項の支給申請書には、軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業意見書（様式第3号）（以下「意見書」という。）及び意見書の処方に基づき補聴器販売業者が作成した見積書を添付するものとする。ただし、補装具費支給意見書（聴覚障害者用）をもって当該意見書に代えることができるものとし、また、補聴器の修理においては、当該意見書の提出を省略することができるものとする。

#### （助成金の支給決定の通知）

- 第7条 市長は、助成金の支給の決定をしたときは、軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金支給決定通知書（様式第4号）（以下「支給決定通知書」という。）により通知し、軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金支給券（様式第5号）を交付するものとする。
- 2 市長は、助成金の支給を却下する旨の決定をしたときは、軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金支給却下決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。
  - 3 申請者は、支給決定後に、支給決定通知書に記載された補聴器販売業者において、補聴器の購入等を行うものとする。

#### （助成金の請求等）

- 第8条 助成金の請求は、軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金支払請求書（様式第7号）（以下「請求書」という。）により、前条の支給決定を受けた申請者が行うものとする。
- 2 前項の請求書には、支給決定通知書に記載された補聴器の購入等に係る領収書を添付するものとする。
  - 3 市長は、第1項の規定による助成金の適法な請求を受けたときは、30日以内にその額を支払うものとする。
  - 4 市長は、申請者の利便性を考慮し、前三項の規定によらず、申請者に支払うべき額を申請者に代わり補装具業者に支払うこと（代理受領）ができる。

#### （助成金の代理受領）

- 第9条 助成金の代理受領に関し必要な事項は、別に定める。

(助成金の決定の取消)

第10条 市長は、次のいずれかに該当する場合は、支給の決定を取り消し、その者から既に支給した額の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽又は不正の行為により補聴器購入費等の助成を受けたとき。
- (2) 補聴器を支給目的に反して使用し、譲渡し、貸与し、又は担保に供したとき。
- (3) その他、補聴器購入費等の助成が不適当と市長が認めるとき。

(遡及対応)

第11条 平成25年度の支給申請においては、平成25年4月1日以降に補聴器の購入等を行った場合に限り、補聴器の購入等の後でも支給申請を認めるものとする。その場合、支給申請書に次の各号に定める全ての書類を添付するものとする。ただし、補装具費支給意見書（聴覚障害者用）をもって当該意見書に代えることができるものとし、また、補聴器の修理においては、当該意見書の提出を省略することができるものとする。

- (1) 意見書
- (2) 意見書の処方に適合する補聴器の購入等に係る見積書又は請求書
- (3) 意見書の処方に適合する補聴器の購入等に係る領収書の写し

(補足)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年 2月12日から施行する。

平成26年 4月 1日 一部改正

## 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金（購入・修理）支給申請書

足利市長宛て

下記のとおり軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金の支給申請（購入・修理）します。

申請日 年 月 日

申請者 (保護者)	ふりがな			生年月日	年 月 日	
	氏名					
支給申請にかかる児童	ふりがな			生年月日	年 月 日	
	氏名					
購入・修理を受ける補装具名				希望する業者名		
世帯範囲の特例に関する認定		<input type="checkbox"/> 下記のいずれにもあてはまるため、住民票に記載された世帯ではなく、申請者のみ又は、申請者及びその配偶者のみの世帯とすることを申請します。 1. 税制上、同一の世帯に属する親、兄弟、子供等が障害者を扶養控除の対象としていない。 2. 健康保険制度において、同一の世帯に属する親、兄弟、子供等の被扶養者となっていない。				
生活保護への移行予防措置に関する認定		<input type="checkbox"/> 生活保護への移行予防（自己負担減免措置）を希望します。				
1 軽度・中等度難聴児補聴器の購入又は修理に要した費用の支払いは <input type="checkbox"/> 代理受領方式 <input type="checkbox"/> 償還払い方式      を選択します。						
2 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金の支給申請（購入・修理）の決定のため、私の世帯の住民登録資料、税務資料その他について、各関係機関に調査、照会、閲覧することを承諾します。						
氏名						印

# 世帯状況・収入等調査票

○ 世帯状況等について

	氏名	生年月日	年齢	続柄	市税の状況	
					課税状況	所得割額(円)
申請者					<input type="checkbox"/> 生活保護 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税	
配偶者					<input type="checkbox"/> 生活保護 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税	
世帯員 (*)					<input type="checkbox"/> 生活保護 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税	
					<input type="checkbox"/> 生活保護 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税	
					<input type="checkbox"/> 生活保護 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税	
					<input type="checkbox"/> 生活保護 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税	

申請書 提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人		<input type="checkbox"/> 申請者本人以外(以下の欄に記入)	
	氏名		続柄	

世帯区分	<input type="checkbox"/> 生活保護	<input type="checkbox"/> 低所得	<input type="checkbox"/> 一般	<input type="checkbox"/> 一定所得以上
------	-------------------------------	------------------------------	-----------------------------	---------------------------------

以上のとおり確認しました。

年　　月　　日

調査者